

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後			現行
別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1～4（略）			別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1～4（略）
5（令和5年度措置に係るもの）			（新設）
利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	
(1)農業経営基盤強化資金	<p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。</p> <p>ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあつては3億円以下、法人にあつては10億円以下の部分に限るものとする。</p> <p>加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。</p>	貸付当初5年間	

<p>(2) <u>農業近代化資金</u> (<u>金利負担軽減特例分</u>)</p>	<p>認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。</p>		
<p>(3) <u>農業近代化資金</u> (<u>認定農業者等向け特例分</u>)</p>	<p>認定農業者等に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限るものとする。</p>	<p>償還終了時まで（最長15年間）</p>	
<p>(4) <u>農林漁業セーフティネット資金</u> (<u>災害関連資金</u>)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。</p>	<p>貸付当初5年間</p>	
<p>(5) <u>農林漁業施設資金</u> (<u>災害関連資金</u>)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。</p>		

<p>(6)農業基盤整備資金(災害関連資金)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。</p>		
<p>(7)農業経営基盤強化資金(災害関連資金)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。</p>		
<p>(8)経営体育成強化資金(災害関連資金)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知)第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知)第2のIIに定める資金を含む。)</p>		
<p>(9)農林漁業経営資本強化資金(災害関連資金)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業経営資本強化資金(農林漁業経営資本強化資金実施要綱(令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。))及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱(令和5年3月31日付け府沖振65号内閣府沖繩振興局長通知)第2に定める資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。))をいう。以下同じ。)</p>		
<p>(10)農業近代化資金(災害関連資金)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</p>		
<p>(11)農業経営負担軽減支援資金(災害関連資金)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減資金。</p>		
<p>(注)</p>			

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（(3)及び農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(4)から(11)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (2)又は(10)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、(3)に係る助成は行わないものとする（ただし、(2)又は(10)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでなく、(10)に係る助成期間終了後の残存償還期間の助成については、(3)ただし書の規定にかかわらず、資金の金額の全部を利子助成の対象とする。）。
- 4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表 21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑫（略）

⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19までの間に融通されたもの

・資金の種類（以下⑮まで同じ。）

(1)～(25)（略）

⑭～⑮（略）

⑯ 令和5年4月1日以降に融通されたもの

・資金の種類（以下同じ。）

(1) 農業経営基盤強化資金

(2) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）

(3) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（共同利用施設〔災害復旧〕、主務大臣指定施設〔災害復旧一般〕）

(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害（※1）〕）

(5) 農林漁業施設資金（災害関連資金）（共同利用施設〔一般〕）

(6) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（主務大臣指定施設〔特別振興事業（立ち上がり支援（※2））〕）

(7) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（共同利用施設〔病院の施設、診療所の施設及び介護老人保健施設（機械、器具類を除く。）、産業動物診療施設、環境保全型農業推進（※3）、食肉センター施設整備・家畜市場施設整備（※4）、バイオマス活用施設（※5）、農商工連携（※6）、米穀新用途利用促進（※7）、六次産業化促進（※8）、老人福祉施設（機械・器具類を除く。）〕、主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化（※9）（立ち上がり支援）、産業動物診療施設〕）

(8) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化（一般）、農山漁村経営改善対策事業〕）

(9) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（災害復旧）

別表 21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑫（略）

⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19までの間に融通されたもの

・資金の種類（以下同じ。）

(1)～(25)（略）

⑭～⑮（略）

（新設）

- (10) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（補助〔都道府県営、水資源機構営〕）
 (11) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（補助〔団体営〕）
 (12) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（非補助一般）
 (13) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（非補助・利子軽減（※10））
 (14) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）
 (15) 経営体育成強化資金（災害関連資金）
 (16) 農林漁業経営資本強化資金（災害関連資金）

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、 (9)、(14)	10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
	15年を超え17年以下	0.95%
	17年を超え25年以下	1.00%
(2)	10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
(5)		1.40%
(6)、(10)		1.15%
(7)、(8)、 (11)、(12)、 (13)、(15)		1.00%
(16)		成功判定区分が 「高」の場合2.00% 「低」の場合0.50%

(※1)～(※10) (略)

- 2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
 農業近代化資金
 ①～⑤ (略)
 ⑥ 令和5年4月1日以降に融通されたもの
 (金利負担軽減特例分、災害関連資金)

(※1)～(※10) (略)

- 2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
 農業近代化資金
 ①～⑤ (略)
 (新設)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 0 0 %	1. 0 0 %

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤 強化資金の 貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
1. 0 0 %	10年以下	0. 5 5 %	農業近代化資金の
	10年を超え11年以下	0. 6 5 %	貸付金利－農業経
	11年を超え13年以下	0. 7 5 %	営基盤強化資金の
	13年を超え15年以下	0. 8 5 %	貸付金利水準

(注)
1～3 (略)

(注)
1～3 (略)

附 則 (令和5年3月31日4経営第2961号)
この通知は、令和5年4月1日から施行する。